

○ゾーニングモデル事業（H28～30年度実施）

- ・実施計画作成
- ・情報収集（現地調査含む）
- ・ゾーニングマップ案の作成
- ・関係者・関係機関との調整
- ・ゾーニング結果の取りまとめ、公表

ゾーニングモデル事業

- ・ゾーニングマップ作成
- ・マップの活用全般の検討

以上をモデル事業として実施

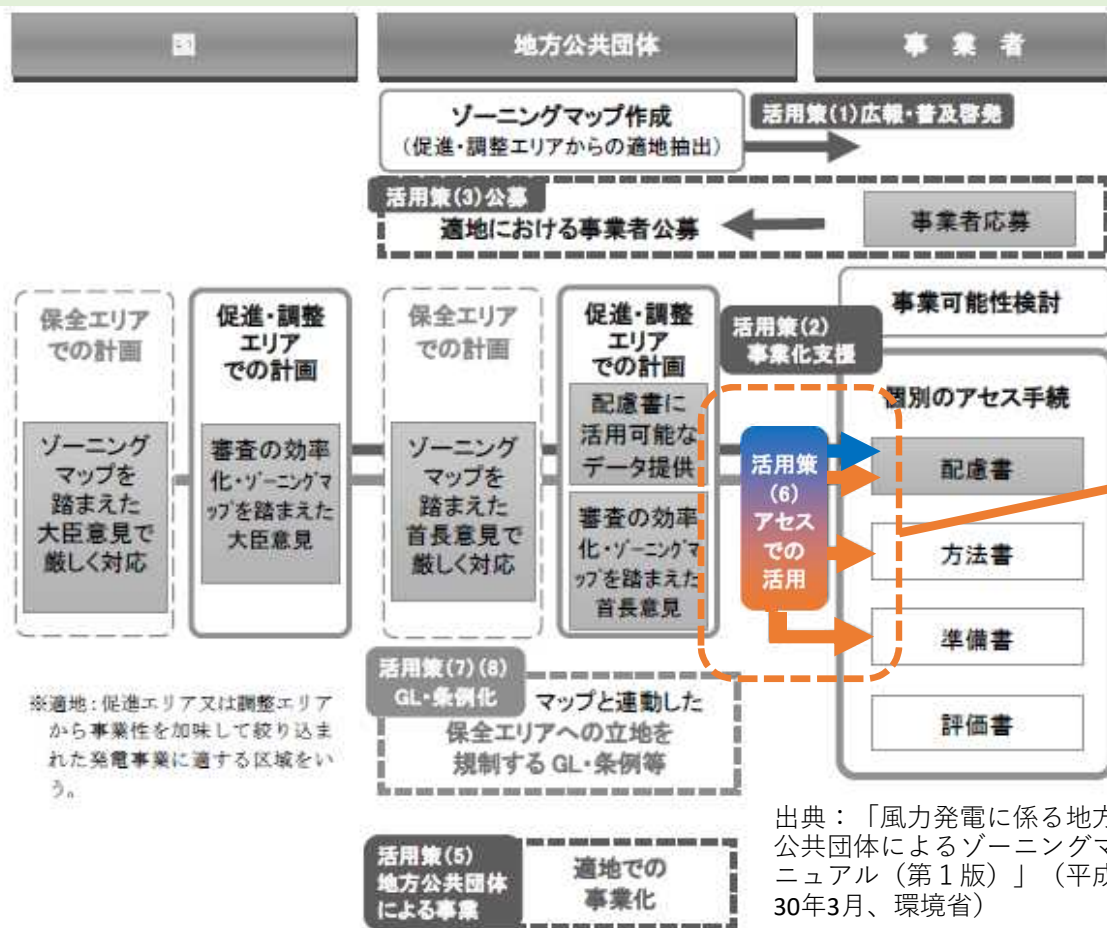
ゾーニング実証事業（H30年度～）

- ・ゾーニングマップ作成
- ・マップの活用として、特にアセスでの活用について検討

- アセス手続の簡略化等に繋がるゾーニング報告書*の作成（促進エリア個票を含む資料等）
- ゾーニング報告書作成時はアセス担当部局による確認過程。
- ゾーニングに基づく風力発電導入に関する取組の検討
- 任意にて「保全エリアの保全方策検討」「累積的影響の検討」

以上を実証事業として実施

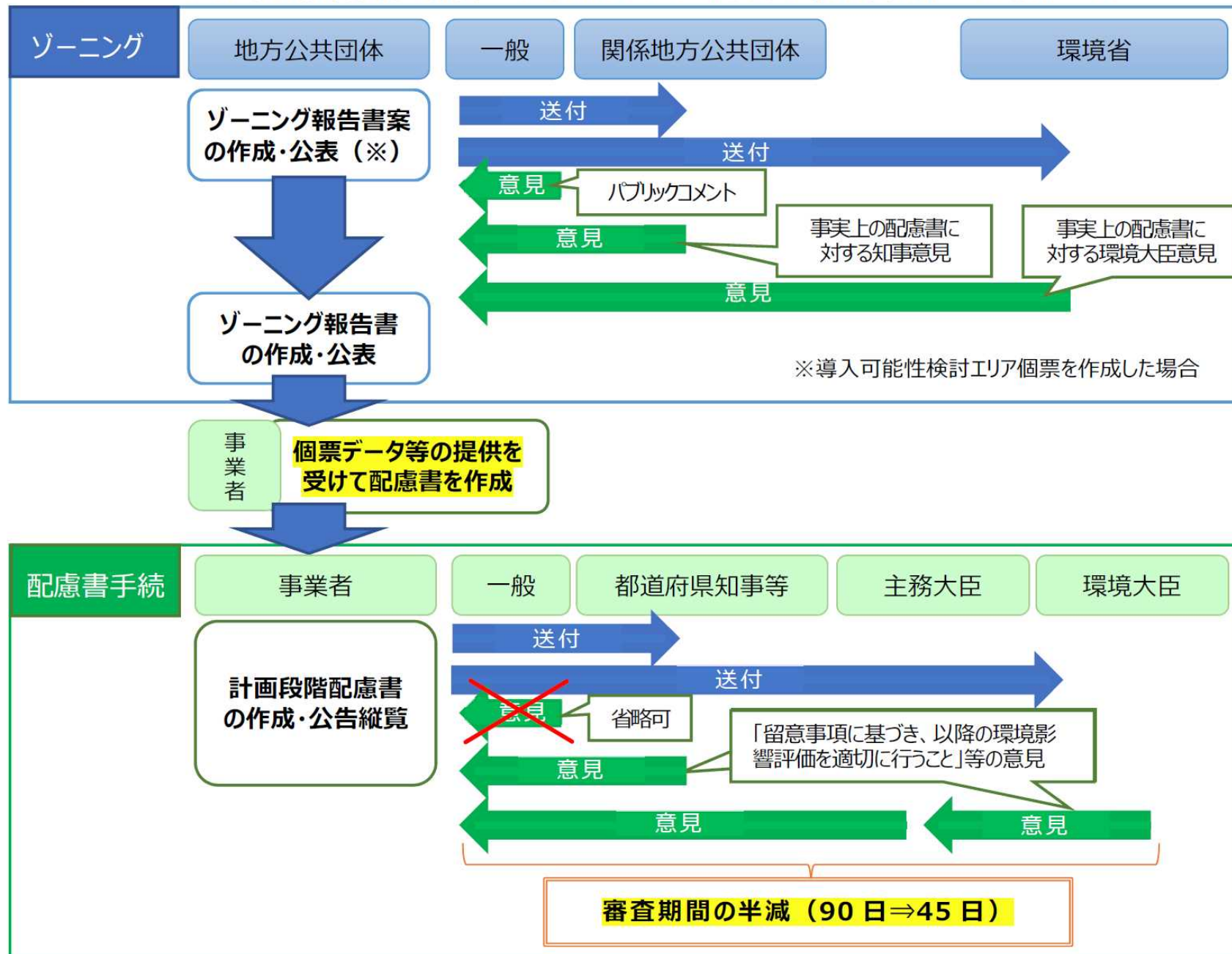
ゾーニングマップの活用



出典：「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第1版）」（平成30年3月、環境省）

ゾーニング成果のアセス制度への活用について

ゾーニングの環境影響評価制度への活用による配慮書手続の簡素化・短縮化(イメージ)



再エネ海域利用法と環境保全に係るゾーニングの関係

○再エネ海域利用法とゾーニングの関係

- ・ゾーニングとは関係者間で協議しながら環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合評価し、区域を設定するもの。
- ・この中で環境保全に関する情報についても収集することとなるが、この情報を、再エネ海域利用法の促進区域の検討において活用することにより、重大な環境影響を回避・低減した区域の設定が可能となることが期待される。
- ・また、ゾーニングのプロセスにおいて、事業性や社会的調整の観点からの検討や協議・調整がなされれば、事業者としても、事業に関する課題の事前把握ができ、加えて、地域の関係者が風力発電事業に係る認識を深めることも期待できる。
- ・県としては、ゾーニングで得られた情報を促進区域の指定に係る検討において活用するとともに、ゾーニングのプロセスを地域の関係者が風力発電所に関する認識を深める場としても活用していく。

促進区域の指定プロセス及び想定スケジュール



図、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」 「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議 中間整理より